

刑事司法の実践Ⅱ

施設内処遇段階における実践

森久智江（立命館大学）



本講義のメニュー。

I 捜査・公判段階

II 施設内処遇段階（刑務所、少年院等）  今ココ

III 社会内処遇段階（出所・出院後、保護観察中など）



施設内処遇段階における法的担い手

【矯正】

■刑務所

➤自由刑（懲役刑等）の執行

■少年院

➤保護処分の執行

→同じ施設内処遇であっても...

• 刑務所収容は刑罰（規律秩序重視）

• 少年院収容は教育（本人とのコミュニケーション重視）

∴その生活の特徴やそれにともない本人に与える影響は全く異なる



施設内処遇段階における法的担い手

【保護】

■保護観察所

主たる担い手となるのは社会内処遇段階だが...

➤（矯正施設入所時からの）環境調整→出所時に向けて

■地方更生保護委員会

➤仮釈放審査

★講義Ⅱでは刑事施設入所中の保護とのかかわりのみ説明。
出所・出院後の社会内での詳細は次の講義Ⅲで！



日本の刑務所の特徴

— 「日本型行刑」とは？

■ 「日本型行刑」

...受刑者のすべての権利や自由を剥奪・制限することを前提に、刑務所職員の裁量で恩恵的に便宜を提供することで、疑似的信頼関係と家父長的依存関係を作り上げ、受刑者を管理する構造。

←その基本要素としての...

- 「担当制」
 - 施設長の広範な裁量
 - 厳格な規律秩序の維持
- = 権利義務関係による規律とは対極



ちょっと難しいので...
それで何がどうなるのかというと。

- ①私的領域の少ない集団生活
- ②他律的・受動的生活
- ③規律づくめの絶え間ない監視下での生活
- ④極度の不自由・欲求不満に満ちた生活
- ⑤一般社会から隔絶された特殊な社会における生活

☞②③はむしろハマって抜け出せない人も？
いずれにせよ、およそ自律性や自立生活に繋がる生活ではない。（＝社会復帰時に影響大！）



ここで大事なこと。

「この人は、刑事施設内でどんな生活をしてきたの
だろう...？」

と、想像力を働かせてみること。

そのうえで、社会内での生活にどうつなげていくべ
きなのかを構想してみること。

さらに、社会内での本人の生活再建のために、「出
口を考えたら何が必要か」を関係者と日常的に共有
していくこと。



生活環境調整への関与

▶生活環境調整（更生保護法82条 I）

...すべての被収容者について、刑事施設入所と同時に身上調査書作成、帰住予定地の保護観察所へ送付。保護観察官・保護司が帰住予定地や引受人との面接等を通して環境調整。

←施設収容開始時から調整を開始することで、法定期間超過後に、刑事施設長による仮釈放を許すべき旨の申出にもつながる。

※この既存の生活環境調整に加えて、2009年に導入されたのが福祉的ニーズのある人に対する「一般調整」・「特別調整」制度。

※同年、刑務所SWの配置も開始。



生活環境調整と刑務所SW

➤ 刑務所SWの業務

...施設により多様。専門性を活かした仕事以外にも担当。

◆ 特別調整関連

...対象者選定業務への関与のあり方は多様（刑務所、保護観察所との立ち位置）

◆ 一般調整（独自調整）

...定着設立以前から関与している刑務所SWも

◆ 労役場留置者への社会復帰支援



生活環境調整と刑務所SW

□矯正指導

...薬物離脱指導等への関与等

□福祉関連情報提供

...満期釈放者に対する社会保障制度についての講義等

←受刑者間で誤った情報やバイアスのかかった情報がやり取りされている場合もあるため、正確な知識の取得は重要

☞刑務所SWは実際にはかなり幅広い刑務所内業務に従事

⇔施設職員としての地位を保持しなければならないところも



仮釈放への福祉の関与

➤ 仮釈放手続の流れ

- ① 矯正施設の長から身上調査書
- ② 委員・保護観察官による調査 * 帰住地・引受人の確保
- ③ 矯正施設の長から申出書を受理
- ④ 合議体（委員3人）による審理
- ⑤ 合議体による評議 * 特別遵守事項の設定
- ⑥ 仮釈放を許す旨の決定
- ⑦ 仮釈放（保護観察開始）

☞ 日本の仮釈放手続には本人が主体的に関与する余地がないこと、何らかの法的・福祉的支援等が本人意思では受けられない

⇔ 一方で、帰住地・引受人の確保では、福祉の関与を条件に引受人が確保できたとの（のぞみの園による）調査結果あり



刑務所医療と福祉の関与

■刑務所における医療

➤刑務所職員としての「医官」による医療

➤外医治療

←本人の自己情報としてではなく、刑罰執行にともなう情報として、医療情報についても刑事施設長名で出される現状

※精神医療に関する情報が共有されにくいとの実情も

←保護観察所への事前の依頼を通じた刑事施設からの情報取得の必要性

⇔近時の最高裁判決の影響により、今後、やや医療情報の取り扱いが変わる可能性も？



女子受刑者と福祉の関与

➤女子刑務所の特徴

...すべての女子施設は分類なく収容（無期から初犯まで混合収容）

→施設内での処遇の個別化が困難

■女子受刑者の生活環境調整で問題とされやすい点

- 身元引き受けがあることで特別調整にのりにくい
（＝地域に戻ってから定着に相談）

- 社会内処遇における女性専用施設の少なさ

←専用施設の少なさは少年にも共通の課題あり

